

■総括所見で日本が指摘を受けた具体的項目（抜粋）

・ 選択議定書の批准
・ 男女賃金格差の解消・ 同一価値労働同一賃金の実施
・ 正規雇用機会の拡大・ 非正規労働者への給付拡大
・ 裁判官への条約研修
・ 複合的で交差性をもつ差別解消のため、国内人権機関の設定
・ 婚外子の出生届における差別的記載の撤廃と社会における差別からの保護
・ 配偶者同意を求める人工妊娠中絶法の撤廃
・ 障害、民族的、その他マイノリティ女性に対する諸課題解消
・ 慰安婦問題（戦争犯罪と人道に対する犯罪には期限はない）解決
・ 意思決定の場の女性の割合を 50：50 のパリテに 他
■ 2 年以内に進捗を報告するよう求められた項目
・ 選択的夫婦別姓のための法改正
・ 国会に女性議員を増やすための暫定的供託金の減額
・ 緊急避妊を含む安価な近代的避妊法への十分なアクセスと 16 歳 17 歳の少女に対する避妊薬へのアクセスに対する親の同意条件の撤廃
・ 人工妊娠中絶を求める女性に対しての配偶者の同意条件撤廃
■ 今回初めて勧告された項目
・ 沖縄の米兵による性暴力に対し処罰する仕組みや被害者への保障のための適切な措置
・ 第 6 次男女平等参画基本計画策定に諸課題を反映すること